

秋田公立美術大学建物環境衛生管理業務委託仕様書

1 業務概要

本業務を実施するに当たっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）等の関係法令を遵守し、安全管理に万全を期して業務を行うこと。

なお、業務の実施にあたっては、関係法令に定められた有資格者を派遣すること。

2 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

3 履行場所

秋田公立美術大学（秋田市新屋大川町12番3号）

4 委託業務の内容

(1) 建築物環境衛生管理技術者の業務の受託（選任）

(2) 空気環境の測定業務

- ・ 6 (1)に記載のとおり測定業務を行うこと。
- ・ 測定実施場所を示した図面を作成すること。

(3) 給水の残留塩素測定業務

- ・ 6 (2)に記載のとおり測定業務を行うこと。

(4) 衛生害虫（ねずみ、こん虫等）の点検・防除業務

- ・ 6 (3)に記載する測定場所において、設置日を記載した捕着トラップ等（以下「トラップ」という。）を設置し、設置場所を示した図面を作成すること。
- ・ 月1回はトラップおよび周辺の目視確認を実施し、トラップに点検日を記載すること。7月と1月には消毒作業としてトラップ設置場所周囲に害虫除けスプレーを噴霧し、害虫等の捕着が確認された場合は、毒餌を撒くこと。
- ・ トラップは定期的に交換し、汚れ等が見られる場合や紛失している場合は新たに設置すること。

(5) 特定建築物管理報告書の作成業務

5 建築物環境衛生管理技術者への委任および職務

(1) 建築物環境衛生管理技術者

選任36か月

(2) 建築物環境衛生管理技術者の職務

- ア 管理業務の計画立案、報告書（秋田市保健所提出用）作成および報告
報告書作成時期 5月・7月・9月・11月・1月・3月
- イ 管理業務の指揮監督
- ウ 特定建築物環境衛生管理基準に関する測定又は検査結果の評価
- エ 建築物の環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施

6 測定方法等について

(1) 空気環境の測定業務

測定場所	測定事項	測定回数
外気	浮遊粉じんの量	5月・7月・9月・11月・
図書館事務室	一酸化炭素の含有率	1月・3月
図書館グループ閲覧室	炭酸ガスの含有率	(上記5-(2)ア報告書作成時と
図書館開架閲覧室(2階)	温度	同じ。)
管理棟事務室	相対湿度	
講義棟1階	気流	
講義棟2階		
研究棟2階		
研究棟3階		
大学院棟1階		
大学院棟2階		
大学院棟3階		
プレハブ棟北棟		
プレハブ棟南棟		

(2) 給水の残留塩素測定業務および排水について

測定場所	測定項目	測定回数
実習棟C ガラス成形窯室	残留塩素	毎週金曜日

*排水の処理については、適正におこなわれているか報告すること。

(3) 衛生害虫(ねずみ、こん虫等)の点検・防除業務

測定場所	測定項目・測定回数
管理棟 事務室・管理室・給湯室 清掃員控室・トイレ・ロッカー室	防除・点検 月1回
図書館 事務室・トイレ・閉架閲覧室・ホール	消毒 7月
厚生棟	1月
1F 厨房・食堂・ゴミ置き場・売店 自動販売機周辺・ホール・トイレ ロッカー	
2F 喫茶室・学生ラウンジ・ホール・ト イレ	
講義棟 各ロッカー室	
実習棟 各給湯室	
ギャラリー棟	
事務室・ホール・トイレ	
地域交流棟	

厨房・食堂・出入口周辺	
サークル棟	
給湯室・トイレ	
大学院棟	
各階給湯室・トイレ	
プレハブ棟	
北棟・南棟（流し台周辺）	

7 業務完了報告書について

月毎の業務完了後速やかに提出すること。なお、報告書には、空気環境の測定場所および衛生害虫（ねずみ、こん虫等）の点検・防除業務におけるトラップ設置場所を記した図面を添付すること。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。